

令和5年4月27日

担当課	保健医療介護部 保健医療介護総務課
内線	3016
直通	643-3237
担当者	山部、田尻

次の感染症危機に備えるため、県内9保健所の体制を強化

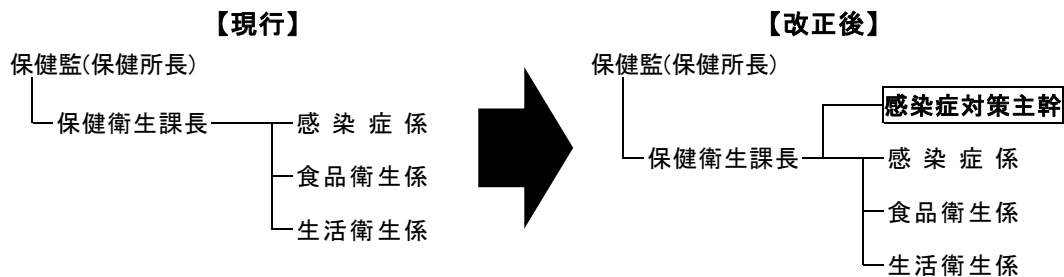
～5月8日から県が設置する全保健所(9か所)に「感染症対策主幹」を新たに設置～

- 福岡県では、これまで、新型コロナウイルス感染症に係る様々な業務に対応してきたところです。
- この経験を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、今後、保健所において、平時から受診・入院調整等をスムーズに行うための関係機関との連携強化や、感染症業務に迅速に対応できる人材育成等の推進体制を強化する必要があります。
- このため、同感染症の感染症法の位置づけが「5類感染症」に変更される5月8日(月)から、県が設置する全保健所(9か所)に、新たに「感染症対策主幹」(課長補佐級)を設置し、保健所の体制を強化します。

1 人数

県内保健福祉(環境)事務所 各1名(計9名)

2 体制



※ 各事務所の人員規模によって係数は異なる

3 主な業務内容

- 管内市町村や医療機関、郡市医師会等の関係機関との連携調整
- 保健所職員への実践型訓練の企画・調整
- 健康危機対処計画[※]の策定、運用の総括(感染症関連事項)

〔※ 平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)」に基づき、各保健所において、組織体制、連携体制、人材育成等について規定する計画。〕

- 有事における感染症業務全体の進捗管理・調整や応援職員の受入体制の整備

4 設置時期

令和5年5月8日(月)